

平成27年7月28日

入札公告

社会福祉法人 川福会
理事長 池田 清

下記の入札に付する事項の募集要項及び工事名に掲げる工事の入札等については、関係法令の手続きに準拠した取り扱いとするほか、この入札公告によるものとします。

1. 入札に付する事項

| | |
|-----------|--|
| 入札方法 | 一般競争入札(総合評価方式簡易型) |
| 設置主体(発注者) | 社会福祉法人 川福会 |
| 募集要項 | 公募期間 平成27年7月28日(火)～平成27年8月3日(月) |
| 工事名 | 特別養護老人ホーム みのわの里改装工事 |
| 工事場所 | 大阪府東大阪市古箕輪 1-3-28 |
| 完成期限 | 平成28年9月末日 |
| 工事概要 | 構造規模 みのわの里 鉄筋コンクリート造 地上5階 延床面積 4,916.23㎡ |
| 前金払の有無 | 無 |
| 入札上限価格 | 非公開(入札時に公開) |

2. 入札に参加する者に必要資格

| | |
|-----------|--|
| 形態 | 単独企業、共同企業体(JV) |
| 等級 | 指定無 |
| 建設業許可 | 特定建設業 |
| 入札参加資格番号 | 指定無 |
| 経営事項審査の結果 | 建築一式総合評点値(P) 1100以上 審査基準日から1年を経過していないもの。 |
| 施工実績 | 過去10年間に元請として本工事同等規模の医療福祉施設、介護施設等の補修工事施工実績があること。 |
| その他 | 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続きの開始の申し立てをしている又は申し立てをなされていないこと。 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続きの開始の申し立てをしている又は更生手続き開始の申し立てをなされていないこと。 大阪府暴力団排除条例に規定される暴力団、暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。 法人の理事長又は理事、若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、当法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有しないこと。 |

3. 入札参加資格の審査の申請方法

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 平成27年7月28日(火)～平成27年8月3日(月) |
| 受付時間 | 午前9時から午後5時30分まで |
| 提出書類 | (1) 入札参加資格審査申請書 (2) 経営事項審査結果通知書(写) (3) 施工実績調書 (4) 施工実績調書の内容が確認できる書類 ※書類の作成に係る費用は応募者で負担する ※申請書類の返還は行わない |

4. 入札参加資格の審査の結果の通知日

| | |
|-----|----------------------|
| 通知日 | 平成 27 年 8 月 10 日 (月) |
|-----|----------------------|

5. 現説日等

| | |
|---------|--|
| 現説日 | 平成 27 年 8 月 17 日 (月) |
| 質疑書提出期間 | 平成 27 年 8 月 21 日 (金) ~平成 27 年 8 月 27 日 (木) |
| 質疑書回答日 | 平成 27 年 9 月 3 日 (木) |

6. 入札日等

| | |
|--------------|--|
| 入札日 | 現説日当日に告知 |
| 入札書・技術提案書提出日 | 入札日に提出 |
| 入札の方法等 | 入札書に記載する金額は当該価格の 8%に相当する消費税相当額を加算した金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100 分の 108 に相当する金額を入札書に記載すること。 |
| 開札場所 | 特別養護老人ホーム みのわの里 2 階会議室 |

7. 落札の決定方法

| | |
|---------|---|
| 落札の決定方法 | ①上限価格の範囲内で、入札した業者のうち、建設工事総合評価落札方式によって決定する。 ②落札業者は入札後、速やかに見積書、仮設計画、工程表の提出を行うこと。 |
|---------|---|

8. 連絡先

| | |
|-----|--------------------|
| 連絡先 | 社会福祉法人 川福会 法人本部事務局 |
| 住所 | 大阪府東大阪市古箕輪 1-3-28 |
| 電話 | 072-964-0290 |
| 担当 | 吉田 |

9. その他

| | | |
|---------|--|--|
| 随意契約の適用 | 無 | 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無。 |
| 現地調査 | 現地調査は必ず実施すること。現地調査等の日程、業務計画については、担当者と協議し、指示に従うこと。また現地調査等の際には、施設内の安全を最優先し、事故の無いように十分に配慮すること。また業務中は、施設及び施設内の備品などへの汚染・毀損に十分注意を払うこと。 | |